平成17年4月1日条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推 進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 市職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (委任)
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

平成 26 年度中野市行政改革推進委員会委員

平成26年5月29日現在(有識者、市職員13人以内)

	選出区分	職	氏	名	団体
		竹成	10	<u>~µ</u>	Filt
1	識見を 有する者		涌井	純生	 中野市ボランティア連絡協議会
	14 / 0 /		******		
2	IJ	副会長	阿部	松枝	元中野市保健補導員会
3	IJ		二茅	一徳	(株)八十二銀行中野支店
4	IJ		小山	むつ子	中野市母親クラブ
			나누나	由立:	山野去曲光系具入
5	"		北村	忠彦	中野市農業委員会
6	IJ.		岡村	郁子	中野市老人クラブ連合会
	,,		lim1/1 1	1 111	「おいれバノブン是日ム
7	IJ		丸山	富雄	中野市区長会
8	IJ		東	英司	信州中野商工会議所
9	"		渡辺	茂子	農村生活マイスター下高井支部
10	"		小林	日出夫	中野市豊田地域審議会
11	"		사면	竑.	
11	II .		北原	新一	公募
12	JJ		中村	幹夫	公募
10			1.11	ナーノン	
13	市職員		藤澤	玲子	中野市職員労働組合